

インフレスライドの請求手続等について

令和4年12月に国土交通省が「スライド条項に関するFAQ（単品スライドの運用改定等を含む）」を公表したことを受け、本市もこれを準用することとしました。

そのため、賃金水準の変更（労務単価の改定）が生じていなくても、下記の場合は約款に基づく請負代金額の変更（インフレスライド）を請求することができますので、請求手続についてお知らせします。

なお、インフレスライドの概要については、別紙をご確認ください。

請求手続について

①請求の方法

請求書（別記様式6）を施行担当課（工事主任等）へ提出してください。

※請求書の様式は、入札情報サービスに掲載しております。

掲載場所：入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→労務単価関係書式

②インフレスライドの請求が可能な場合

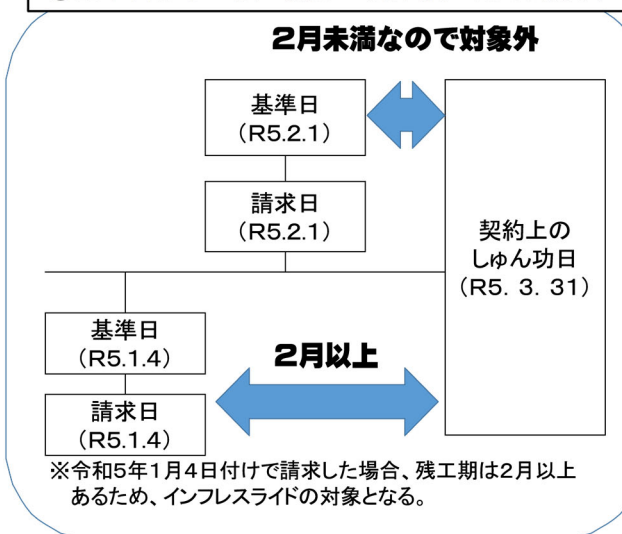
賃金水準の変更（労務単価の改定）の有無にかかわらず、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超え、且つ残工期が基準日から2月以上ある場合

③注意事項

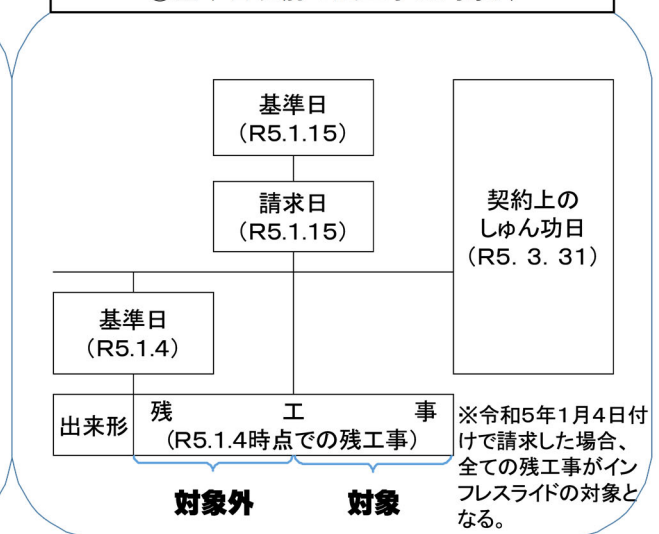
請求日によっては①インフレスライドの対象外になる可能性があること②インフレスライドの対象となる残工事量が減少する可能性があることにご留意ください。

これまで設計労務単価の改定時は、対象工事の受注者様に FAX でインフレスライドの請求手続等についてお知らせしてきましたが、改定の有無にかかわらず随時請求可能となったため、**今後は同様の FAX を送付しませんのでご注意ください。**

①基準日からの残工期が2月未満のため対象外



②基準日以前の残工事は対象外



■お問い合わせ先 札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係
TEL 011-211-2442

インフレスライドの概要について

1 インフレスライドとは

物価水準の上昇等により、札幌市建設工事請負契約約款に基づき請負代金額を変更すること。

約款第 26 条第 6 項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

2 インフレスライドの対象工事

残工期^{※1}が基準日^{※2}から2月以上ある工事

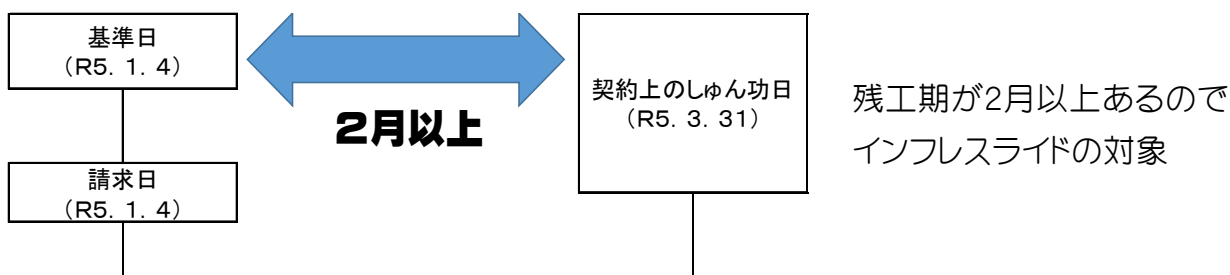
※1 基準日以降の工事期間

※2 請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日^{※3}とすることを基本

※3 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

例) 工期が令和4年6月1日から令和5年3月31日までの工事

※令和5年1月4日に請求したと仮定



3 スライド額算定式

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \quad (\text{但し } P2 > P1)$$

S : 増額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額